

【参考】確認申請添付書類

		書類・図面	作成上の留意点
厚生労働省令で定める書類及び図面		水の供給を受ける者の数を記載した書類	●居住人口の計画値を記入すること。
		水の供給地域を記載した書類及び図面	●専用水道の所在及び給水区域を判別できる程度の縮尺で作成すること。
		水道施設の位置を明らかにする地図	●工事設計書における水道施設の位置図と兼ねても良い。
		水源、浄水場の周辺概況を明らかにする地図	●水源又は浄水場の近隣に家畜の糞尿処理施設や廃棄物処分場がある場合は図面中に記載するとともに、原水水質への影響について、水質試験、浄水方法の項でも触れること。
		主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	●浄水池、配水池、高架水槽等への流入・流出、越流、排水に係る管路はもちろん、換気装置、マンホールを設ける場合にあっては、これらも忘れず記載すること。 ●工事設計書の計画数値と整合させること。
		導・送・配水管及び給水に使用する主要導管の配置状況を明らかにする平面図、縦断面図	●縦断面図から導かれる動水頭・静水頭の数値と、水利計算結果との一致を確認すること。
工事設計書		記載事項	記載上の留意点
		一日最大給水量及び一日平均給水量	●一日最大給水量の算定に当たっては、居住者その他の原単位に基づいて合理的な積算（前章参照）をしたことが分かるよう記載すること。 ●負荷率（一日平均給水量／一日最大給水量）が70～85%となるよう設計すること。
		水源の種別及び取水地点	●水源の種別を、「水道事業等の認可の手引き」（昭60.6厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課）中、参考二（五）水源の種別の変更の表記に従い記載すること。 ●水源が複数ある場合は水源毎に記載すること。 ●取水地点（水源）について地番まで正確に記載すること。 ●水源が地下水又は伏流水の場合は、取水深度を記載すること。
		水源の水量の概算及び水質試験の結果	●計画取水量は恒常的に取水が可能な範囲で設計することとし、地下水源にあっては原則、限界揚水量の50%以内、最大でも70%以内とすること。 ●表流水源については、最低四半期毎の流量調査データ及び占用許可（見込）証明の写しを、地下水源にあっては、掘削地の占有権を示す資料及び、渇水期における最低3日間の連続揚水試験（段階揚水試験及び回復試験）のデータを添付すること。 ●既存水源の取水量を増加する場合は、過去の連続揚水試験のデータを添付すること。 ●水源が複数ある場合は水源毎に記載すること。 ●水質試験は、なるべく水量試験と同時期に消毒副生成物を除く水質基準全項目について実施し、検査成績書の写しを添付すること。 ●水質によっては、水質管理目標設定項目その他の検査結果も添付すること。
		水道施設の概要	●取水から配水（蛇口）までの水の流れが確認できるよう、フローシート形式で作成し、主要施設の概要（容量・寸法等の諸元）を図中に併記すること。 ●滅菌機、ポンプ、浄水設備は予備機を設けることとし、図中に併記すること。
		水道施設の位置（標高及び水位を含む）、規模及び構造	●水道施設の配置及び周辺状況が分かる平面図を添付すること。 ●給水に際して水道施設の高低を詳細に把握する必要があるものは、概要図とは別に、主要施設毎に標高及び水位を記した全体高低図を添付すること。 ●「水道施設の概要」との整合を図ること。
		浄水方法	●採用する浄水方法が、原水を確実に水質基準を満たすレベルまで処理できる方法を選択すること。特に、水質基準に近接した項目がある場合、原水の基準値超過を前提とした設計とすること。 ●特殊な浄水装置を用いる場合は、その仕様及び試験データを添付すること。
		工事の着手及び完了の予定年月日	
		その他厚生労働省令で定める事項 （主要な水理計算） （主要な構造計算）	●既製品（浄水器、貯水槽、管）は、相応の耐圧性を有するものであればよいが、新規に構造物を布設する場合は構造計算が必要。 ●単一建物への給水など、配水管網が単純で水圧が容易に測定できる場合は、最大管圧と「負圧なし」を示せば良い。ただし、ポンプを使用する場合はその能力選定の根拠となる水理計算が必要。（地下水の取水、揚水）
	その他	水道技術管理者（予定） 消防水利の合議書等	●選任予定者の氏名（所属）、連絡先等を記載すること。 ●特に、地区水道にあっては消防団体と協議書を添付すること。 ※「その他」は法令事項ではないが、今後のこともあるので求めることが望ましい。

※新たに専用水道に該当した場合の報告時上記に準じた書類を添付してください。